

3 人材の育成

(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保

【現状と課題】

各施設において、トラウマや愛着の問題と発達障害を重複するこども、自立に向けて様々な機関との連携が必要なこども等、専門的なアセスメントや高度な支援スキル等を求められるこどもに対して、これまで培われたスキルを向上させることで、更なる専門性が必要とされています。

また、各施設では、心理療法を行う必要のあるこどものための心理療法担当職員の配置、虐待を受けたこどもや服薬管理が必要なこども等医療的な対応が必要なこどものための看護師の配置など、施設養育の専門性を強化するための専門職の配置を行っています。

【推進の方向】

代替養育を必要とするこどもが、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、こどもが心の傷を癒やして回復していけるよう、施設職員及び里親の研修体制の整備を進め、専門的な知識や技術を有する者がこどもをケアしながら養育できるようにします。

更に早期の家庭復帰のため、親子関係の再構築支援など、児童相談所と施設等関係機関は連携して家庭環境の調整に努めます。

【具体的な取組方策】

- ① 基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
- ② 群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要するこどもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
- ③ フォスタリング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児

等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。

- ④人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会の実施や、保育士及び社会福祉士の実習及びボランティア活動の積極的な受入れを行う。また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用を促し、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。

【計画評価のための指標及び目標値】

＜取組方策①関係＞

基幹的職員研修の修了者数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	累計 8 1 名	累計 1 1 0 名

(説明) 県が実施する基幹的職員研修を修了した施設職員の人数。

(2) 児童相談所職員の専門性の向上

【現状と課題】

児童家庭相談について、市町村が一義的な相談窓口として位置づけられ、児童相談所はこれらの相談のうち、より専門性の高い知識及び技術が必要とする相談に対応するとともに、市町村に対し技術的援助及び助言を行う立場にあります。このため、児童相談所職員の専門性の向上は重要な課題です。

福祉職の採用、児童福祉司任用前講習会及び任用後研修の充実、並びに指導教育担当児童福祉司研修の積極的な受講を進めるとともに、児童相談所の新規配属職員を対象とした人材育成研修を企画し、全体的な専門性の向上に努めています。

【推進の方向】

早期の家庭復帰の実現や親子関係の再構築、家庭復帰後の見守りなど、家庭支援機能の強化を図るため、児童福祉司等の人員の確保及びその質の向上など児童相談所の体制強化を更に進めるとともに、各種研修会や連携した活動を通して、市町村児童相談担当職員及び児童相談所職員のより一層の専門性の向上に努めていきます。

また、住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

【具体的な取組方策】

- ①「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童福祉司、児童心理司及びスーパーバイザー等の増員や弁護士の配置等による児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
- ②児童相談所の児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施体制を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

＜取組方策①関係＞

児童相談所における配置数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
児童福祉司	4 月 1 日	7 7 名	国基準に基づく配置数
（うち、スーパーバイザー資格を有する者）	同上	6 名	同上
児童心理司	同上	3 4 名	同上
医師	同上	1 5 名	同上
保健師	同上	4 名	同上
児童相談所における専門職採用者数	同上	福祉職 5 名 心理職 4 名	同上

（説明）児童相談所における職員配置及び採用者数

児童相談所職員研修の受講者数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	4 6 人	4 0 人

（説明）福祉人材育成研修の受講者数及び資質向上のための研修受講者数

第三者評価を実施している児童相談所の割合	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	0 %	1 0 0 %

（説明）児童相談所のうち、定期的に第三者評価を受験している割合

（３）児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

【現状・課題】

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する諸問題につき、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者への指導を行い、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景があります。

【推進の方向】

児童相談所の児童虐待相談対応件数が依然として高い水準にあることから、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターによる児童虐待防止の取組が重要となっています。

令和 6 年度からは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となったことから、児童家庭支援センターの役割を明確化する必要があります。

児童家庭支援センターは児童福祉法第 26 条第 1 項第 2 号及び第 27 条第 1 項第 2 号

に基づく指導委託先や、市町村家庭支援事業の委託先として期待されることから、市町村からの要望に応じて設置を促進していきます。

【具体的な取組方策】

①児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。

②児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性があるこども及びその家庭の指導を委託する。

③児童家庭支援センターは、市町村（こども家庭センター）からの求めに応じ、家庭等からの相談対応について技術的助言その他の援助を行う。また、市町村から家庭支援事業を受託するなど、密接に連携して地域のこども家庭支援を実施する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

児童家庭支援センターの設置施設数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	2 箇所	3 箇所

(説明) 児童家庭センターを設置する県内施設数

<取組方策②関係>

児童相談所からの在宅指導措置委託件数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	4 件	2 0 件

(説明) 要保護性のある児童に対し、児童相談所から委託した在宅指導措置の件数

<取組方策③関係>

市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3 月 3 1 日	なし	3 箇所

(説明) 改正児童福祉法に規定された家庭支援事業 6 事業のうちいずれか 1 つ以上受託している児童家庭支援センター数

4 こどもの自立支援（ライフサイクルを見通した支援）

(1) こどもの自立支援策の強化

【現状・課題】

ケアリーバーは、頼れる家族の不在等により、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活するに当たり困難を抱える場合が多いとされている。

す。

令和6年度に施行された改正児童福祉法では、ケアリーバーの実態把握及びその自立のための支援を、県が行わなければならない業務として初めて明確化されました。

【推進の方向】

家庭復帰が困難であったり、家庭復帰後も支援が必要であったりするこどもたちにあっては、できる限り円滑に社会へ巣立つことができるよう、自立への支援を進めます。施設に入所しているこどもに対しては、退所後の社会的自立までを見据え、「自立支援計画」の定期的な見直しによる充実・強化を図ります。

また、こどもが自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会スキルの獲得など、一人の人間として生きていく基本的な力を身に付けられるよう、児童相談所や施設等が連携してこどもの養育に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①こどもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、児童養護施設等に自立支援担当職員を配置する。
- ②養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかったこどもの学習支援の拡充を図る。
- ③児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、こどもの退所後の社会的自立までを見据え、就労に向けた各種スキル獲得の方策も含めた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
- ④児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えたこどもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学したこどもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

自立支援担当職員配置施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5箇所	設置対象となる全施設

(説明) 自立支援担当職員を配置した児童養護施設等（児童養護施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業所（1型））の施設数

<取組方策④関係>

高等学校等卒業児童の措置解除後の就職・進学率	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	100%	100%

(説明) 年度末の高等学校等卒業者で措置解除した者のうち、就職した者及び進学した者の割合。措置解除後の進路において「定職なし」「不明」を除いたもの。

(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）

【現状・課題】

児童福祉法では、同法の理念として「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に基づいたこどもの権利保障を明確に位置づけています。

一方で、健やかなこどもの養育にあたり、保護者への何らかの支援が必要な場合、こどもが不適切な養育環境にある場合などは、こどもの権利が制約される状況にあることが想定されます。そこで、令和4年改正児童福祉法では、入所措置等を行う際に児童の意見又は意向を聴取する「意見聴取等措置」、児童福祉審議会等を活用した「こどもの権利擁護に係る環境整備」の実施を県の義務とし、また、県は、関係者とは異なる立場からこども主導で意見を聴く「意見表明等支援事業」の実施に努めなければならないこととされました。

【推進の方向】

施設又は里親のもとで生活するこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもから意見を聴取し、方針決定の際にはできるだけ反映していきます。ただし、こどもの最善の利益のために、こどもの意見が反映できないときには、その理由等をこどもに説明し、理解を得ます。

また、「子どもの権利ノート」の改訂を行うほか、こどもに対する虐待事案発生後の対応等について定めた「群馬県被措置児童等虐待対応要領」についても、より実践的な内容となるよう検証を継続し、こどもの権利擁護の強化に努めていきます。

社会的養育下におけるこどものアドボカシーのための環境整備を進めるとともに、養育困難な状況を見逃さないよう、児童相談所、施設、里親など関係機関が連携を取りながら、養育を支援していきます。

【具体的な取組方策】

①一時保護をするこどもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託するこどもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。こどもに意見の聴取を行い、援助方針会議等の場で共有して、可能な限り方針に反映させ、方針が決定した際には、速やかにこどもに丁寧に説明する。こどもの最善の利益のために、こどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は特に説明を尽くす。

②「子どもの権利ノート」を改訂し、一時保護時、施設入所や里親委託時に、児童相談所からこどもに説明の上、配布する。



- ③児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、こどもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。
- ④施設、里親、ファミリーホーム内でのこどもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、こどもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。
- ⑤被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、社会福祉審議会児童福祉専門分科会がこどもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。
- ⑥措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度、意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制を整備する。
- ⑦県社会福祉審議会児童福祉専門分科会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制を整備する。
- ⑧社会的養護施策策定の際の検討委員会について、当事者であるこども（ケアリーバーを含む。）の委員としての参画体制や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制を整備する。
- ⑨意見表明等支援事業（以下、「アドボカシー事業」という。）を推進し、一時保護所のみならず、施設、里親、ファミリーホーム内で実施できるよう環境を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

＜取組方策①関係＞

意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及びそのうち事業を利用したこどもの割合	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3月31日	利用可能なこどもの人数：216人 利用したこどもの割合：11%	県内一時保護所及び児童自立支援施設入所中の全児童 対象施設内で100%

（説明）アドボカシー事業を利用可能なこどもの人数及び利用したこどもの割合

社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手	基準日	設定時実績	R 1 1 目標
	3月31日	2回	アドボカシー事業を実施する施設で

段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数			年1回ずつ
-----------------------	--	--	-------

(説明) アドボカシー事業委託事業者が実施する研修の実施回数

<取組方策⑥関係>

こどもの権利に関する理解度	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	100%

(説明) 被措置児童に対して行うアンケートで、こどもの権利の内容について「知っている」と答えた児童の割合。

こどもの権利擁護の取組に係るこども本人の認知度、利用度、満足度	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	認知度：100% 利用度：100% 満足度：90%

(説明) 被措置児童に対して行うアンケートで、アドボカシー事業について「知っている」「意見表明を利用する機会があった」「気持ちや意見を大切にされていると感じた」と答えた児童の割合
「認知」＝アドボカシー事業について知っている
「利用」＝アドボカシー事業を利用する機会があった
「満足」＝実際に意見表明をした結果、気持ちや意見を大切にされていると感じた

(3) アフターケア(施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援)への取組

【現状と課題】

令和4年改正児童福祉法では、居住場所を提供し、相談や日常生活上の援助、生活指導等を提供する「児童自立生活援助」の実施場所や一律の年齢制限が撤廃され、ケアリーバー等の相互交流や、相談援助、関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。

【推進の方向】

ケアリーバー等(被虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかった者を含む。)に対しては、児童相談所や施設職員、里親、関係機関の職員、児童福祉の研究者等が連携し、個々の状況に応じて施設等入所中の早い段階から、将来の自立を見据え、自立に向けた支援に努めていきます。

また、必要に応じて、措置延長や、児童自立生活援助事業を活用することにより、安定的な生活の場を中長期的に確保した上で、措置等解除後の安定した地域生活に移行できるよう支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①社会的養護自立支援拠点事業を実施し、ケアリーバーの生活上の問題について相談に応じるとともに、関連する関係機関との連絡調整を行う。また、気軽に集まれる

場を提供し、当事者同士の相互交流を支援する。また、雇用先の開拓や企業との交流など、就労支援を行う。

②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、ケアリーバーのうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。

③自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することがないように、18歳以上の措置延長及び児童自立生活援助事業を積極的に活用するとともに、中学卒業後就職するこどもや高等学校等を中途退学するこどもについては、こどもや家庭の状況を踏まえて、こどものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。

④18歳未満で措置解除するこどもについては、こどもの居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として登録するなど、家庭も含めた支援を行う。

⑤義務教育終了後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難なこどもが児童自立生活援助事業を活用できるよう、事業所の設置を推進する。

⑥社会的養護自立支援協議会の設置や実態把握調査の実施も含め、実態把握・評価・検証を行い、支援体制を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	制度なし	1箇所

(説明) 県内の社会的養護自立支援拠点事業所数

<取組方策⑤関係>

児童自立生活援助事業の実施箇所数 (Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数)	基準日	設定時実績	R11目標
児童自立生活援助事業所Ⅰ型 (自立援助ホーム型)	3月31日	3箇所	6箇所
児童自立生活援助事業所Ⅱ型(施設型)	3月31日	制度なし	8箇所
児童自立生活援助事業所Ⅲ型 (里親・ファミリーホーム型)	3月31日	制度なし	18箇所

(説明) 県内の児童自立生活援助事業所(Ⅰ～Ⅲ型)の設置箇所数